

## 名古屋市障害者就労継続支援B型事業所工賃支援事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 障害者就労継続支援B型事業所工賃支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内で交付するものとし、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、生産活動収入が減少した障害者就労継続支援B型事業所を運営する法人に交付することにより、利用者の工賃水準の維持を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) B型事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型を実施する事業所をいう。
- (2) 工賃支払額 B型事業所が利用者に支払う工賃（工賃、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業所が利用者に支払うすべてのものをいう。）の総額をいう。
- (3) 生産活動利益 B型事業所の生産活動における就労支援事業収入額から、就労支援事業支出額（材料費、労務費、外注加工費その他の経費をいう。ただし、工賃支払額を除く。）を減じたものをいう。

### (対象法人)

第4条 補助金の対象となる法人は、次に掲げる要件に該当するB型事業所を運営する法人とする。

- (1) 令和2年3月31日以前にB型事業所として本市の指定を受けていること。
- (2) 第7条の規定による申請日時点において、B型事業所として事業を実施していること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、生産活動収入が減少していること。

### (対象期間)

第5条 補助金の対象となる期間については、対象法人において次に掲げる期間の

いずれかを選択することとし、その期間の利用に係る工賃支払額及び生産活動利益を対象とする。

(1) 令和2年4月1日から令和2年7月31日まで

(2) 令和2年4月1日から令和2年9月30日まで

(補助額)

第6条 この補助金の交付額は、事業所ごとに、次に掲げる額のいずれか低い額とする。

(1) 対象期間における工賃支払額から生産活動利益を減じた額

(2) 令和元年度工賃支払額の平均月額に対象期間の月数を乗じた額から、対象期間における生産活動利益を減じた額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする法人は、交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、必要な条件を付して、交付決定通知書（第2号様式）により、その旨を通知するものとする。

2 市長は、前項により交付決定した補助金について、補助金の交付の決定を受けた法人（以下「補助法人」という。）からの請求により支払うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助法人は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から15日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項に定める取下げは、その理由を記載した書面により行わなければならない。

(変更申請)

第10条 補助法人は、これに係る申請の内容を変更しようとするときは、変更交付申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(変更交付決定)

第11条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、必要な条件を付して、変更交付決定通知書（第4号様式）により、その旨を

通知するものとする。

(実績報告)

第 12 条 補助法人は、補助事業が完了したときは、実績報告書（第 5 号様式）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに市長に報告しなければならない。

(調査等)

第 13 条 市長は、補助法人に対して、必要に応じて、その執行状況に係る調査を実施し、又は報告を求めることができる。

(返還)

第 14 条 市長は、補助法人が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときその他この要綱に違反したと認めたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(関係帳簿の整備)

第 15 条 補助法人は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 31 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。